

## <健康福祉部>

### 6 健康福祉課

#### (1) 地方自治体に対する補助金等の交付に関する業務

##### ① 概要

地方自治体に対する補助金等の交付に関する業務については、中国管内の県・市町村等からの補助金等の交付申請書・実績報告書を審査し、交付決定等の事務を行っています。

##### ② 実績等（平成28年度）

平成28年度の交付決定の実績は以下のとおりです。

##### ア 義務的経費

交付要綱等名	交付目的	交付先・交付実績
結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の補助、並びに従業禁止・入院勧告、入院措置を実施した患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	5 県 6 市 （県、地域保健法施行令第1条に定める市（指定都市、中核市）） 【28年度交付額】 負担金 105,522,964円 補助金 10,334,745円
原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費交付要綱	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【28年度交付額】 938,461,745円
原爆被爆者手当交付金交付要綱	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【28年度交付額】 37,371,565,462円
原爆被爆者葬祭料交付金交付要綱	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【28年度交付額】 968,979,630円
児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、経済的支柱である父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	3 県 9 1 市町村 （県、市及び福祉事務所を設置する町村） 【28年度交付額】 9,939,219,597円
特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する。	5 県 1 0 7 市町村 （県、市町村） 【28年度交付額】 56,010,349円

交付要綱等名	交付目的	交付先・交付実績
特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。	3 県 9 0 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【28年度交付額】 2,526,095,151円
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。	5 県 (県) 【28年度交付額】 109,964,816円
児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る費用の一部を負担することにより、同法第45条の最低基準の維持を図る。	5 県 7 2 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【28年度交付額】 7,087,725,138円

#### イ 施設整備

交付要綱等名	交付目的	交付先・交付実績
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	5 県、3 市、1 0 法人 (県、市町村等) 【28年度交付額】 154,736,000円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づき、市町村が作成した各種整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域における公的介護施設等の施設等整備事業を推進することを目的とする。	7 1 市町 (市町村) 【28年度交付額】 675,768,000円
次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。	5 県 4 市 (県、市町村) 【28年度交付額】 641,840,000円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を負担(補助)することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。	5 県 5 市 (県・指定都市及び中核市) 【28年度交付額】 1,341,780,000円
保育所等整備交付金交付要綱	児童福祉法の規定に基づき、市町村が整備する保育所等の整備に要する経費の一部を交付することにより、保育所等待機児童の解消等を図ることを目的とする。	3 1 市町 (市町村) 【28年度交付額】 4,371,840,000円
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けその災害復旧事業に要する費用の一部を負担(補助)することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1 県 【平成28年度交付額】 4,644,000円

社会福祉施設等災害復旧費 国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	1 県 【平成28年度交付額】 72,779,000円
-----------------------	---	-----------------------------------

## (2) 財産処分に関する業務

### ① 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合（補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいう。）は、厚生労働大臣の承認が必要となります。中国管内の県等から提出された財産処分承認申請書の内容を審査し、承認手続きを行っています。

### ② 実績（平成28年度）

- ・財産処分の承認（転用、取り壊しなど）…………… 18件
- ・財産処分報告書の受理（包括承認事項（※）） …… 56件

※包括承認事項

経過年数が10年以上の場合や構造上危険な状態にある施設等の取壊しをする場合など

## (3) 指定医療機関に関する業務

### ① 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関

#### ア 概要

生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関（国の開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院及び通信病院等）に限る。）について、中国四国管内の医療機関から申請書等を受理・審査し、指定医療機関の指定等（指定、取消、廃止、変更）を行っています。

#### イ 実績（平成28年度）

##### ○生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関

（所管する医療機関数 48機関）

- ・指定医療機関指定 …………… 0件
- ・指定医療機関指定更新 …… 5件
- ・指定の辞退届 …………… 0件
- ・開設者等の変更届 …………… 31件

### ② 特定感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関の費用負担を適正なものとするため、指定医療機関への報告請求及び検査に係る業務を行っています。

なお、中国四国厚生局では、該当する医療機関はありません。

#### (4) 病原体等所持に関する業務

##### ① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の所持、輸入、基準の遵守等の規制が設けられ、届出等の管理体制の確立を行うこととされています。

健康福祉課では、中国四国管内の三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

##### ② 実績（平成28年度）

所管する三種病原体等所持機関数 10施設（平成29年3月末現在）

・所持届出の受理	0件
・所持変更届の受理	7件
・輸入届けの受理	0件
・立入検査	4施設

#### (5) 児童扶養手当の支給事務に関する指導監査

##### ① 概要

児童扶養手当とは、児童扶養手当法に基づき、母子家庭の生活の安定と自立を促進するためのものであり、都道府県及び市町村が支給事務を行っています。

健康福祉課では、中国四国管内の県及び市町村に対し、その支給事務の円滑な実施の確保を目的に指導監査を実施しています。指導監査に当たっては、事前提出資料を精査した上で、市等へ出向き、関係者からヒアリングを行い、必要な是正又は改善に向けた技術的な助言を行っています。

##### ② 実績（平成28年度）

・実施状況	8県20市町
-------	--------

#### (6) 生活保護法の施行事務に関する指導監査

##### ① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち、生活保護の医療扶助の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法等）の優先適用に係る監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査、指定医療機関への指導状況について、生活保護法第23条の規定に基づき指導監査を実施しています。

指導監査の対象は、中国四国管内の県、政令指定都市、中核市であり、縣市へ出向き指導を行っています。

##### ② 実績（平成28年度）

・実施状況	9県9市
-------	------

## (7) 保護施設に対する指導監査

### ① 概要

保護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設です。この保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条第1項の規定に基づき指導監査を実施しています。

指導監査の対象は、中国四国管内の県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設（管内には2施設）であり、施設に出向き指導しています。

### ② 実績（平成28年度）

・実施状況 …………… 1施設（対象施設2施設のうち1施設）

## (8) 障害者自立支援業務に関する指導

### ① 概要

障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、障害者総合支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき実地指導を実施しています。

指導の対象は、中国四国管内の県、政令指定都市、中核市であり、県市へ出向き指導を行っています。

### ② 実績（平成28年度）

・実施状況 …………… 3県3市

## (9) 民生委員・児童委員に関する業務

### ① 概要

民生委員は、民生委員法の規定第5条第1項に基づき、都道府県知事等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱した者で、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを責務とする特別職の地方公務員です。地域住民の身近な相談相手であり、誰もが安心して生活できる地域づくりのため、訪問や地域福祉活動、相談・支援など行政や地域の関係機関と連携して活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法第16条の規定により児童委員を兼務し、児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることとされています。なお、関係機関や児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助や協力を行う者として、児童委員の中から主任児童委員が指名されています。

健康福祉課では、中国管内における民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名のほか、民生委員・児童委員として活動された方々に対する厚生労働大臣表彰や感謝状の授与に関する業務を行っています。

なお、平成28年度は3年毎に実施される一斉改選が行われました。

② 実績（平成28年度）

- ・管内の民生委員・児童委員数 17,735名（平成29年3月末現在）  
うち主任児童委員数 1,876名

（単位：名）

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
委員数	1,629	2,242	2,330	2,485	3,028
うち主任児童委員	205	262	277	201	323

	広島市	岡山市	倉敷市	呉市	福山市	下関市
委員数	1,885	1,200	776	613	876	680
うち主任児童委員	190	147	98	50	68	55

（委嘱等の状況）

- ・委嘱 ..... 248名（一斉改選17,672名）
- ・解嘱 ..... 160名
- ・主任児童委員の指名 ..... 34名（一斉改選1,860名）
- ・厚生労働大臣感謝状授与 ..... 31名（一斉改選3,990名）
- ・厚生労働大臣表彰及び特別表彰 ..... 559名+3団体

（大臣表彰：30名、特別表彰：529名）

（10）各種養成（所）施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

健康福祉課では、国家試験の受験資格を付与する生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所、養成機関の指定・登録、指定の取消、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等を行っています。

中国管内に所在する養成（所）施設等は、次の9種類（科目確認大学等を含む。）です。（中国四国厚生局が指定等事務を行う養成施設等）

- ・あんまマッサージ指圧師、
- あはき養成施設
- ・栄養士養成施設
- ・管理栄養士養成施設
- ・社会福祉士養成施設
- ・介護福祉士養成施設
- ・福祉系高等学校等（介護福祉士）
- ・実務者養成施設（介護福祉士）（注）
- ・精神保健福祉士養成施設
- ・科目確認大学等（社会福祉士）

（注）「実務者養成施設（介護福祉士）」は、介護福祉士の養成に係る制度改正により、実務経験者の国家試験の受験には3年の実務経験に加えて実務者研修の修了が必要です。

② 指定等の状況

ア 中国四国厚生局が所管する養成施設数及び課程数等（中国管内）

（平成29年3月末現在：70施設72課程）

施設の種類の種類	施設数	課程数
あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設	0	0
栄養士養成施設	11	13
管理栄養士養成施設	16	16
社会福祉士養成施設	0	0
介護福祉士養成施設	13	13
福祉系高等学校等（介護福祉士）	10	10
実務者養成施設（介護福祉士）	0	0
精神保健福祉士養成施設	0	0
科目認定大学等（社会福祉士）	20	20

（注1）平成29年3月末までに施設を廃止し、その後廃止届を提出予定の養成施設を含みます。

（注2）上記表の栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設である施設を除きます。

イ 新規指定件数（平成28年度：1課程）

（平成28年度新規指定の状況）

施設の種類の種類	施設名	所在地	課程	入学定員
栄養士養成施設	広島修道大学	広島県 広島市	昼間 4年	80名
管理栄養士養成施設	広島修道大学	広島県 広島市	昼間 4年	80名

（注）平成29年4月1日から開設する養成施設を指定したものです。

ウ 内容変更承認数、変更届の受理数

（平成28年度：変更承認6件、変更届の受理71件）

施設の種類の種類	承認件数	受理件数
あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設	0	0
栄養士養成施設	2	2
管理栄養士養成施設	1	0
社会福祉士養成施設	0	0
介護福祉士養成施設	0	27
福祉系高等学校等（介護福祉士）	3	14
実務者養成施設（介護福祉士）	0	0
精神保健福祉士養成施設	0	0
科目認可大学等（社会福祉士）	0	28

- エ 指定取消・廃止件数（平成28年度：2課程（指定取消該当なし））  
（平成28年度廃止状況（平成29年3月31日をもって廃止））

施設の種類	施設名	所在地	課程	入学定員
栄養士養成施設	比治山大学短期大学部	広島県 広島市	昼間 専攻科 2年	8名
栄養士養成施設	鈴峯女子短期大学	広島県 広島市	昼間 2年	60名

③ 定期指導調査

定期指導調査は、養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等において指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し必要な指導を行っており、平成28年度は、9施設に対して定期指導調査を行っています。

その他、新規指定（平成29年4月1日開設）に伴い、ヒアリング及び実地調査を1施設に行っています。

（11）各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出の内容確認業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者を対象に実施し、この介護技術講習会を修了した者には実技試験が免除されることとなります。

健康福祉課では、中国管内における当講習会を実施する施設からの届出書等を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

なお、平成28年度に届出を行った施設はありませんでした。

② 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出の内容確認業務

実務者養成施設における教務に関する主任者、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は実務者養成施設において医療的ケアを担当する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

健康福祉課では、中国管内における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

・平成28年度実務者研修教員講習会の届出受理の実績 …… 7施設

・平成28年度医療的ケア教員講習会の届出受理の実績 …… 11施設

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出の内容確認業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

健康福祉課では、中国管内における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。



- ・平成28年度社会福祉士実習指導者講習会の届出の実績 …… 4施設
- ・平成28年度介護福祉士実習指導者講習会の届出の実績 …… 2施設

#### ④ その他

実務者養成施設においては、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合は、相当する科目について実務者養成施設で履修したものとみなす「修了認定」が可能であり、認定の対象となる研修を実施しようとする者は、あらかじめ実施者の主たる事務所の所在地の厚生（支）局にその研修内容を届け出ることとなっています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合あり、社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会を実施しようとする者は、同様に厚生（支）局に届け出ることとなっています。

なお、平成28年度に届出を行った者はありませんでした。

### （12）その他

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく報告書の受理等に関する業務を行っており、平成28年度は、省エネ法105件、温対法8件の報告書を受理しました。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく報告徴収・立入検査等に関する業務、クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務、児童福祉法による緊急時の事務執行に関する業務、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく整備計画の認定の業務等を行っていますが、平成28年度における業務実績はありませんでした。